浜田市議会報告会開催要領

（趣旨）

第１条　この要領は、浜田市議会報告会規程(平成24年6月5日議会訓令第3号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（編成及び構成）

第２条　報告会の開催に伴う一連の活動は、全議員が連携し、対応・処理することとし、班の編成及び構成は、次のとおりとする。

　(1) 班は、5班編成とし、各班の班長は、常任委員会委員長をもって充てる。

　(2) 班の構成は、議会広報広聴委員会で協議のうえ議会運営委員会で決定する。

　(3) 議長及び副議長は班に属さず、いずれかが常時出席するものとする。

　(4) 議長及び副議長を除く全議員は、いずれかの班に属するものとする。

（報告会の役割分担）

第３条　報告会における司会者、報告者、記録者等の役割分担はそれぞれの班において協議のうえ決定することとし、答弁は全員で行うものとする。

２　報告会の記録は、記録係において要点記録とする。

（周知方法）

第４条　報告会を広く市民に周知できる方法については、議会広報広聴委員会で協議のうえ決定する。

（報告会の次第）

第５条　報告会の次第は概ね次のとおりとする。

(1)　開会あいさつ

(2)　議会報告

(3)　報告に対する質疑応答

(4)　意見交換等

(5)　閉会あいさつ

（報告書）

第６条　規程第9条に規定する報告書は別記様式１のとおりとする。

（要望等の通知）

第７条　規程第11条に規定する市長等への通知は別記様式２により行うものとする。

（その他）

第８条　この要領に定めるもののほか、報告会の施行に関し必要な事項は、議会広報広聴委員会で協議のうえ議会運営委員会で協議し決定する。

附　則

　 この要領は、平成２４年６月5日から施行する。

|  |
| --- |
| 附　則 |
| この要領は、平成２６年４月１日から施行する。 |